

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

私は、申立期間当時、納税貯蓄組合の集金人に国民年金保険料を分割して納付していたことを記憶しており、「昭和53年3・4期不足分8,000円」と記載された納税貯蓄組合長名の押印のある現金預り証を所持している。不足分と記載されていることは、それまでの53年1期及び2期分も納付していたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の保険料を納税貯蓄組合の集金人に分割して納付していた。」と主張しているところ、申立人は、昭和54年9月27日付けの「国民年金53年度3・4期不足分8,000円」と記載された納税貯蓄組合長名の押印のある現金預り証を所持しており、この現金預り証は、A市納税課が現在も使用している書式と同じものであることが確認できる上、同市は、「申立期間当時、納税組合長は国民年金保険料の納付組合長を兼ねているケースもあった。」と回答していることから、当該預り証に記載された期間(昭和53年度第3期及び同年度第4期分である53年10月から54年3月分まで)の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和53年4月から同年9月までの期間(昭和53年度第1期及び同年度第2期)の国民年金保険料については、前述の預り証から、当該期間の保険料を納付していたことを推認することができない。

また、オンライン記録から、申立人及びその妻の納付記録は申立期間以外に

も未納期間が散見される上、申立人の妻も昭和 53 年 4 月から同年 9 月までの期間については未納とされていることが確認できる。

さらに、申立人が、昭和 53 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月から 20 年 8 月まで

A事業所に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与総支給額と相違しているので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁(当時)の記録を上回る場合である。

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の控えによると、社会保険事務所(当時)に届け出された申立期間に係る申立人の報酬月額は、申立人が所持する申立期間の給与明細書で確認できる給与額と一致していることが確認できるとともに、当該給与明細書によると、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の申立期間における標準報酬月額について、前述の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の控えの記録とオンライン記録は一

致している上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る A 事業所のオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 5 日から 33 年 11 月 21 日まで

私は年金受給の手続の際、年金事務所の記録において、A事業所を退職した時に脱退手当金が支給済みとされていることを知った。

しかしながら、当時は脱退手当金のことは全く知らず、受給した記憶は無く、A事業所を退職後も他の事業所で厚生年金保険に加入していたので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 11 月 21 日の前後 1 年以内に資格喪失し、脱退手当金の支給要件を満たす 23 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、12 人に支給記録が確認でき、そのうち、申立人を含む 9 人は資格喪失後 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、上記脱退手当金の支給記録がある者のうち、脱退手当金の支給日が同日である者が複数確認できることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 6 か月後の昭和 34 年 5 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創

設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかつたことから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかにも申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。